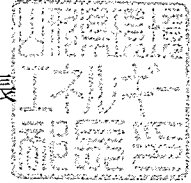




循環第 1078 号
令和 6 年 3 月 22 日

廃棄物処理業者 殿

山形県環境エネルギー部長



「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」について（通知）

日頃から本県の廃棄物行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び同震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染を踏まえ、県外からの災害廃棄物等の受け入れに関し、平成 23 年 8 月 11 日に山形県広域支援対策本部として「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」（平成 24 年 3 月 29 日付け循環第 1313 号で一部改正。以下「基本的な考え方」という。）を示し、県民の安全・安心を確保するためのモニタリング等を実施しながら、災害廃棄物等の受け入れを行ってきたところです。

一方、基本的な考え方の運用については、平成 26 年 3 月 28 日付け循環第 1124 号で通知してから 10 年が経過しており、放射性物質による新たな汚染は確認等されていないことから、今般、その運用について一部見直すこととし、令和 6 年度以降は次のとおり取り扱うこととしましたので、適切に対応してください。なお、基本的な考え方の運用については、社会情勢の変化、新たな汚染の発生状況等を踏まえつつ、今後も必要な見直しを行うものであることを申し添えます。

記

1 敷地境界における空間放射線量率の測定

これまで、県外で発生した廃棄物を受け入れた処理施設の敷地境界において、7 日に 1 回以上測定することとしておりましたが、県外廃棄物の受け入れによる影響（空間放射線量率の上昇）が確認されていないことから、当該測定は不要とします。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法^{*}に規定する特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設に該当する場合は、引き続き、同法の規定による空間放射線量率等の測定及び測定結果の保存が義務付けられておりますので御注意願います。なお、同法に基づき測定した結果については、これまでどおり県への報告をお願いします。

※ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)

【担当】山形県環境エネルギー部
循環型社会推進課
廃棄物対策担当 大河原
TEL : 023-630-2236